

# 感染症対策のための指針

医療法人 錦秀会  
グループホーム 清泉

## 感染症対策のための指針

### 【感染症対策に関する基本方針】

第1条 当施設では、感染症に対する抵抗力が低下している高齢者や、認知機能が低下していることにより感染対策への協力が難しい高齢者等が、集団で生活する場であることから、感染が広がりやすい環境であることを認識しなければならない。

- (1) 感染者を完全になくすことは大変難しいことではあるが、施設内に感染源を持ち込ませないために様々な対策を実施し、集団生活における感染の被害を最小限にすることが求められる。
- (2) このような前提に立って、感染症を予防する体制を整備し、平常時から必要な対策を実施することと共に、感染発症時には感染の拡大防止のために迅速かつ適切な対応を図る事が必要となる。

### 【注意すべき主な感染症】

第2条 高齢者介護施設において、予め対応策を検討しておくべき感染症として、以下のものが挙げられる。

- (1) 入居者(利用者)及び職員にも感染がおこり、媒介者となりうる感染症  
集団感染を起こす可能性がある感染症で、インフルエンザ、新型コロナウイルス、感染性胃腸炎(ノロウイルス感染症、腸管出血性大腸菌感染症等)、疥癬、結核等がある。
- (2) 健康な人に感染を起こすことは少ないが、感染抵抗性の低下した人に発生する感染症  
高齢者介護施設では、集団感染の可能性のある感染症で、メチシリン耐性黄色ブドウ球菌感染症(MRSA感染症)、緑膿菌感染症等の薬剤耐性菌による感染症がある。
- (3) 血液、体液を介して感染する感染症  
基本的には集団感染に発展する可能性が少ない感染症で、肝炎(B型肝炎、C型肝炎)等がある。

### 【感染症発生時の対応に関する基本方針】

第3条 感染症が発生した場合、当施設は、入居者(利用者)の生命や身体に重大な影響が生じないよう、入居者(利用者)の保護及び安全の確保等を最優先とする必要な措置を講じることに最善を尽くすことを基本方針として、迅速に次の事を行う。

- (1) 発生状況の把握
- (2) 感染拡大の防止
- (3) 医療措置
- (4) 行政への報告
- (5) 医療機関との連携

#### 【感染症予防委員会の設置】

第4条 当施設内での感染症の発生を未然に防止するとともに、発生時における対応が迅速に行われ、かつ、入居者(利用者)及び家族に最善の対応を提供することを目的として、感染症に係る管理体制を施設全体で取り組むため、感染症予防委員会(以下、「委員会」という。)を設置する。

- (1) 委員会は、管理者、介護支援専門員、介護職員で構成し、必要に応じて看護師、往診医(委託医)に対して参画を要請する。
- (2) 委員会は年2回以上開催し、感染症の予防等の検討を行う。また、感染症発生時に於いて、必要に応じ臨時委員会を開催する。
- (3) 委員会の役割は、次のとおりとする。
  - (Ⅰ) 感染症予防対策及び発生時の対応
  - (Ⅱ) 各種マニュアル等の整備
  - (Ⅲ) 発生時におけるホーム内連絡体制及び行政機関、各関係機関への連絡体制の整備
  - (Ⅳ) 入居者(利用者)・職員の健康状態の把握と対応策
  - (Ⅴ) 感染症、衛生管理に関する基礎知識に基づいた研修の実施(年2回以上)
  - (Ⅵ) 施設内での感染対策実施状況の把握と評価

#### 【職員研修に関する基本方針】

第5条 当施設の職員に対し、感染対策の基礎的内容等の知識の普及や啓発とともに、衛生管理の徹底や衛生的なケアの遂行を目的とした「感染症の予防及び蔓延の防止のための研修」及び「訓練(シミュレーション)」を感染症予防委員会の規格により、次の通り実施する。

- (1) 新規採用時に対する研修  
新規採用時に、感染対策の基礎に関する教育を行う。
- (2) 定期的研修  
感染対策に関する定期的な研修を年2回(2回以上)実施する。
- (3) 訓練(シミュレーション)  
施設内に感染症が発生した場合に備えた訓練を年1回(1回以上)実施する。

【入居者(利用者)に対する当該指針の閲覧に関する基本方針】

第6条 この「感染症対策のための指針」は、入居者(利用者)及び家族の求めに応じていつでも施設内にて閲覧できるようにするとともに、当施設のホームページ上に公表し、いつでも入居者及び家族が閲覧できるようにする。

附 則

この指針は、令和6年2月1日から施行する。